

平成 2 5 年 度
(2 0 1 3 年 度)

行 政 監 査 結 果 報 告

「複合施設における自衛消防訓練・避難訓練等の
実施状況について」

平 成 2 6 年 3 月
練 馬 区 監 査 委 員

目 次

第 1	監査の概要	1
1	行政監査の目的	1
2	監査テーマ	1
3	選定趣旨	1
4	防火管理者の選任	1
5	消防計画の作成	2
6	訓練の実施	2
7	監査対象および範囲	2
8	監査方法	4
(1)	課題等説明	4
(2)	アンケート調査	4
9	監査実施期間	5
10	監査の視点	5
第 2	監査結果	5
1	施設の概要について	6
2	防火管理者について	7
(1)	防火管理者の設置	7
(2)	防火管理者選任届の提出	7
(3)	仕様書、協定書などにおける規定	8
3	消防計画について	9
(1)	消防計画の届出	9
(2)	訓練について定めているか	9
(3)	仕様書、協定書などにおける規定	10
(4)	東京都帰宅困難者対策条例の施行に伴う追加事項について	10

4	平成 24 年度の訓練について	11
(1)	訓練を実施したか	11
(2)	訓練は計画どおり実施したか	12
(3)	消防署長あて実施通知を行ったか	12
(4)	結果記録を作成したか	13
(5)	訓練の想定	13
(6)	訓練の内容	14
(7)	参加者	15
(8)	利用者等が訓練に参加することに支障があるか	15
(9)	平成 25 年度の訓練について	16
5	施設全体の合同訓練について	17
(1)	施設全体で合同訓練を実施しているか	17
(2)	合同訓練未実施の場合の実施予定の有無	17
(3)	合同訓練の実施予定が無い理由	18
6	施設間の連携	18
(1)	施設全体で訓練についての打合せ等を行ったか	18
(2)	施設間の連携は図れたか	19
(3)	普段の連携について	20
第 3	監査委員意見	20
1	自衛消防訓練等に係る適正な事務処理の確保について	20
2	自衛消防訓練等の適切な実施の確保について	21
3	複合施設内での連携の確保に向けて	21
	参考法令	23
	アンケート結果一覧表	27

第1 監査の概要

1 行政監査の目的

行政監査とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に基づき、一般行政事務そのもの、すなわち組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般について監査するものである。その目的は、区民の多様な要望に応え、効率的で質の高い行政実現に寄与することと、誤謬と不正の発生を未然に防止し、区民の信頼に応えることである。特質としては、特定の事務または事業を取り上げて、全般的な観点から当該事業または事務が合理的かつ効率的に実施されているか、その事業目的を有効に達成しているかなどの点について、体系的かつ総合的に検証することにある。

2 監査テーマ

「複合施設における自衛消防訓練・避難訓練等の実施状況について」

3 選定趣旨

消防訓練は、消防法等で定期的な実施が義務付けられており、区立施設においても実施しているところである。このうち複合施設については、同一の建物内に業務形態が異なる施設、事業所が存在していることから、緊急時、災害時においては施設内での連携が不可欠であり、日頃の訓練の中で互いの役割分担や避難経路などについて確認しておくことが重要である。

近年、区立施設の運営形態は、区直営、運營業務委託、指定管理者と多様化しており、複合施設をめぐる課題も複雑になってきている。区民の災害への関心が高まる中、これらの複合施設について、災害対策の基本である防火管理の視点から、防火管理者の指定状況、消防計画の作成状況、訓練の実施状況、連携状況等の現状を把握し、適正、適切に行われているか、さらに今後の課題について検証する。

4 防火管理者の選任

一定規模以上の防火対象物については、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項により、防火管理者を定めることが義務付けられている。さらに同条第2項では、防火管理者を定めるとき、解任したときは、管理権原者は遅滞なく消防署長に届け出なければならないとされている。

練馬区防火管理規則（昭和59年2月練馬区規則第2号）においては、第3条第1項で防火管理者の設置を定め、同条第2項で練馬区役所庁舎、石神井庁舎、中村橋区民センター、保健相談所、その他の消防法第8条に該当する施設について、それぞれ防火管理者に充てる職を規定している。さ

らに、同規則第3条第3項では、「同一建物内に他の施設が存する場合には、（中略）当該建物を1施設とみなし総務部長が防火管理者および防火管理担当者を指定する。」としている。

5 消防計画の作成

消防計画の作成については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条第3項で防火管理者の責務とされており、消防計画に定めるべき事項として、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条第1項第1号チで「消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の実施に関すること。」をあげている。また、同項においては、計画作成および変更時の消防署長への届出の義務についても定められている。

練馬区防火管理規則においては、第4条第1項第1号で、防火管理者の職務として「消防計画の作成に関すること。」と位置づけている。

6 訓練の実施

訓練については、消防法施行令第4条第3項で、防火管理者の責務として消防計画に基づき定期的に実施することが定められており、百貨店など不特定多数の人が利用する施設や、保育所、障害者施設など避難が困難な人が利用する特定の施設については、消防法施行規則第3条第10項で、「消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。」とされている。

東京都の火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の4第1項では、防火対象物の管理に関する権限を有する者は、「自衛消防活動に係る訓練を行うよう努めなければならない。」とされ、同条第2項で実施結果記録の作成と保存が義務付けられているとともに、火災予防条例施行規則（昭和37年東京都規則第100号）第11条の4の7で、自衛消防訓練実施結果記録書の様式と3年間の保存が定められている。

なお、東京消防庁では、訓練を実施する際は、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」を消防署長に届け出るよう指導している。

練馬区防火管理規則においては、第16条で「防火管理者は、消防計画で定めるところにより、消防訓練を実施しなければならない。」としている。

7 監査対象および範囲

区が所有あるいは管理する建物のうち、複数の施設、事業所により構成されるものを複合施設と定義することとし、原則として、平成25年10月1日現在、それらの複合施設を構成する施設等を所管する課が複数にわたるもので、利用者・来所（館・園）者がある程度の時間滞在する施設を対象とした。 【表1】「監査対象とした施設の一覧」参照

【表1】 監査対象とした施設の一覧

No.	所管部	所管課等	施設名称	併設施設		
1	総務部	総務課	練馬区役所			
2			石神井庁舎			
3		人権・男女共同参画課	男女共同参画センター	石神井町つつじ保育園、石神井町学童クラブ		
4	区民部	戸籍住民課	光が丘区民センター			
5			大泉区民事務所	東大泉中央地域集会所		
6			桜台出張所	桜台地域集会所		
7			第二出張所	早宮地域集会所		
8			第四出張所	春日町地域集会所		
9			第五出張所	土支田中央地域集会所、土支田児童館、土支田児童館学童クラブ、土支田保育園		
10			第六出張所	旭町地域集会所、旭町保育園		
11			第七出張所	田柄地域集会所、田柄第二保育園		
12			関出張所	関高齢者センター、関区民ホール		
13			大泉西出張所	南大泉地域集会所、南大泉保育園		
14			大泉北出張所	大泉北地域集会所、大泉北敬老館		
15			地域文化部	地域振興課	高松地区区民館	高松地区区民館学童クラブ、高松保育園
16					桜台地区区民館	桜台地区区民館学童クラブ、桜台第二保育園
17					北町地区区民館	第八出張所
18	下石神井地区区民館	下石神井地区区民館学童クラブ、下石神井第三保育園				
19	富士見台地区区民館	富士見台こぶし保育園				
20	氷川台地区区民館	氷川台地区区民館学童クラブ、氷川台第二保育園				
21	大泉学園地区区民館	大泉学園地区区民館学童クラブ、大泉学園保育園				
22	文化・生涯学習課	生涯学習センター			練馬図書館	
23		美術館		貫井図書館		
24		石神井公園ふるさと文化館		石神井プール		
25	スポーツ振興課	三原台温水プール		三原台児童館、三原台敬老館		
26	福祉部	経営課		母子生活支援施設	豊玉学童クラブ	
27		障害者施策推進課		障害者地域活動支援センター	谷原あおぞら学童クラブ	
28				貫井福祉園	貫井福祉工房	
29			大泉福祉作業所	大泉つつじ荘		
30		障害者サービス調整担当課	心身障害者福祉センター	第三出張所、貫井地区区民館、貫井地区区民館学童クラブ		
31		こども発達支援センター	文化交流ひろば			
32	健康部	豊玉保健相談所		豊玉障害者地域生活支援センター、練馬教育相談室		
33		北保健相談所		北町福祉作業所		
34		石神井保健相談所		石神井障害者地域生活支援センター		
35	都市整備部	住宅課	豊玉北六丁目アパート	豊玉第二保育園		
36			土支田高齢者集合住宅	土支田デイサービスセンター		
37			豊玉高齢者集合住宅	豊玉デイサービスセンター		
38			高松高齢者集合住宅	高松デイサービスセンター		

39	教育振興部	総合教育センター	総合教育センター	高野台敬老館	
40			総合教育センター分室 関教育相談室	関子ども家庭支援センター	
41		光が丘図書館	南大泉図書館	南大泉青少年館	
42	こども家庭部	子育て支援課	平和台児童館	平和台保育園	
43			栄町児童館	栄町敬老館、栄町保育園	
44			石神井児童館	石神井敬老館	
45			北大泉児童館	北大泉保育園	
46			春日町児童館	春日町敬老館	
47			中村児童館	中村敬老館	
48			南田中児童館	南田中敬老館	
49			北町児童館	北町第二保育園	
50			東大泉児童館	東大泉敬老館、東大泉第二保育園	
51			石神井台児童館	石神井台敬老館、石神井台保育園	
52			西大泉児童館	西大泉敬老館、西大泉保育園	
53			保育課	関町第三保育園	関町北学童クラブ
54				石神井台第二保育園	石神井台けやき学童クラブ
55		早宮保育園		早宮さくら学童クラブ	
56		練馬子ども家庭支援センター	大泉子ども家庭支援センター	大泉障害者地域生活支援センター	
計			5 6	7 5	
合計				1 3 1	

施設名称欄には、施設全体の管理を担当する施設を記載した。

練馬区役所、石神井庁舎および光が丘区民センターについては、防火管理を一体として行っていることや多数の施設、事業所が併設されていることから、個々の併設施設については調査の対象外とした。

8 監査方法

(1) 課題等説明

監査委員は、平成 25 年 7 月 31 日に、複合施設における自衛消防訓練・避難訓練等の実施状況の現状、課題等について関係所管課長からつぎのとおり説明を求め、質疑を行った。

ア 複合施設における、防火管理者の選任状況、消防計画の作成状況、自衛消防訓練・避難訓練等の実施状況、施設内での連携状況

戸籍住民課長、地域振興課長、子育て支援課長

イ アに加え、練馬区防火管理規則に基づく防火管理の現状および課題
総務課長

(2) アンケート調査

監査事務局は、監査対象課に対して、複合施設における自衛消防訓練・避難訓練等の実施状況についてアンケート調査を行い、その集計と分析を行うことにより現状把握と問題点の抽出を行った。その他、監査事務局は、監査対象課へ資料の提出を求め、提出された資料の分析を行うとともに、関係職員から補足説明を受けた。

9 監査実施期間

平成 25 年 7 月 1 日(月)から平成 26 年 3 月 28 日(金)まで

10 監査の視点

- (1) 防火管理者の選任、消防計画の作成、自衛消防訓練等に関する届出は、消防法等の各法令に基づき適正に行われているか。
- (2) 自衛消防訓練等は適切に実施されているか。
- (3) 自衛消防訓練等において、施設内の連携は図られているか。

第 2 監査結果

複合施設における自衛消防訓練等について、手続は適正に行われているか、訓練は適切に行われているか、施設内での連携は図られているかについて検証した。

その結果、防火管理者の選任、消防計画の作成、訓練実施に係る書類作成等の各手続および訓練実施については、個別に検討を要する事項は見られたものの、消防法等に基づき、全ての施設で行われていることを確認した。

一方、訓練における施設内での連携や、通常時の連携については、全体としてある程度の連携は図られていたが、施設間で取組に相違が見られた。

なお、直営、運營業務委託、指定管理者といった施設の運営形態による、各手続、訓練実施や連携状況における大きな相違は認められず、いずれも適切に行われていた。

また、複合施設における防火管理については、練馬区防火管理規則で防火管理者等の設置について定められているものの、連携の在り方や訓練実施についての統一的な考え方は整理されていなかった。

監査の視点に基づくアンケート調査の項目別監査結果は、つぎのとおりである。各項目において検討を要するとした事項については、今後の課題と捉え、改善に向けて取り組まれない。

比率は、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入したので、合計が合わない場合がある。

各表の網掛け部分は、アンケート調査で最も回答が多かった項目である。

1 施設の概要について

【表2】

施設の運営形態（直営・業務委託・指定管理）についてお答えください。	回答数	割合
直営施設	72	55.0%
業務委託施設（一部）	19	14.5%
業務委託施設（全部）	17	13.0%
指定管理者制度適用施設(以下「指定管理者施設」という。)	23	17.6%
合計	131	100

練馬区役所、石神井庁舎および光が丘区民センターは、防火管理を一体として行っていることから併設施設を調査対象外としたため、直営施設に分類した。

監査対象とした複合施設は56施設で、それらを構成する施設の運営形態は、直営施設が72施設（55.0%）と最も多く、つぎに多いのが指定管理者施設23施設（17.6%）、以下、窓口等業務の一部を委託している業務委託施設（一部）19施設（14.5%）、全ての業務を委託している業務委託施設（全部）17施設（13.0%）であった。

【表3】

施設の運営形態の組合せ	回答数	割合
直営施設のみ	10	17.9%
直営施設と業務委託施設（一部）	15	26.8%
直営施設と業務委託施設（全部）	10	17.9%
直営施設と業務委託施設（一部）と業務委託施設（全部）	1	1.8%
直営施設と指定管理者施設	11	19.6%
業務委託施設（一部）のみ	1	1.8%
業務委託施設（一部）と業務委託施設（全部）	0	0%
業務委託施設（一部）と指定管理者施設	1	1.8%
業務委託施設（全部）のみ	0	0%
業務委託施設（全部）と指定管理者施設	4	7.1%
指定管理者施設のみ	3	5.4%
合計	56	100

施設の運営形態の組合せを見ると、 直営施設と業務委託施設（一部）が 15 施設（26.8%）と最も多く、つぎに多いのが 直営施設と指定管理者施設 11 施設（19.6%）以下、 直営施設のみ 10 施設（17.9%）、 直営施設と業務委託施設（全部）10 施設（17.9%）であった。直営施設を含まない施設は、 業務委託施設（全部）と指定管理者施設の組合せが 4 施設（7.1%）、 指定管理者施設のみが 3 施設（5.4%）などであった。

指定管理者施設のみ 3 施設については、全て、障害者施設が建物全体の管理を担当するもので、いずれも同一法人が併設施設の指定管理者となっていた。

2 防火管理者について

(1) 防火管理者の設置

【表 4】

防火管理者は建物全体で選任していますか、施設ごとに選任していますか。	回答数	割合
建物全体	34	60.7%
施設ごと	22	39.3%
合計	56	100

今回対象とした全ての複合施設において、防火管理者が設置されていた。建物全体で選任しているか、施設ごとに選任しているかについては、建物全体が 34 施設（60.7%）、施設ごとが 22 施設（39.3%）であった。なお、22 施設に設置されている防火管理者の数は 45 であった。

(2) 防火管理者選任届の提出

【表 5】

防火管理者選任届を消防署長あて提出していますか。	回答数	割合
提出している	79	100%
提出していない	0	0%
合計	79	100

防火管理者選任届は、全ての施設が 提出していると回答したものの、防火管理者選任届の控えを確認できないものがあった。防火管理者に選任されているのは、ほとんどの施設において施設長で、一部の施設では、

施設を所管する課長または係長が選任されていた。

なお、出張所においては出張所長が地域集会所の防火管理者、地区区民館においては地区区民館長が学童クラブの防火管理者、児童館においては児童館長が敬老館の防火管理者を兼任していた。

防火管理者選任届の届出状況を見ると、届出は行っているものの、人事異動等により施設長等が替わった場合、新任者が防火管理者の資格を得るために必要な講習を受講し選任されるまで、実質的に防火管理者が不在になる期間が生じ、その期間が数か月に及ぶ施設があった。

また、複合施設における現状について、「所管が異なる施設が同じ建物に同居している場合は、防火管理者の置き方や消防計画、訓練の考え方が複雑で、理解し把握するのに時間がかかってしまう」との課題をあげた施設があった。

(3) 仕様書、協定書などにおける規定

【表6】

防火管理者に運営委託事業者、指定管理者を選任している場合、仕様書、協定書などで防火管理者の選任について定めていますか。	回答数	割合
定めている	11	73.3%
定めていない	4	26.7%
合計	15	100

防火管理者に運営委託事業者、指定管理者の職員を選任している場合、仕様書、協定書などで防火管理者の選任について定めているかについては、該当する15施設のうち、定めているが11施設(73.3%)、定めていないが4施設(26.7%)であった。定めていないと回答したのはいずれも指定管理者施設であった。さらに定めていると回答した指定管理者施設の基本協定を見ると、選任について明確に定めているとは言い難いものが散見された。

一方、基本協定に加えて業務細目を定め、その中で防火管理者の選任を義務付けている施設もあった。

3 消防計画について

(1) 消防計画の届出

【表 7】

消防計画は消防署長あて届け出ていますか。	回答数	割合
届け出ている	79	100%
届け出していない	0	0%
合計	79	100

消防計画は、全ての防火管理者が作成していた。消防署長に消防計画を提出しているかについては、全ての施設が届け出ていると回答したものの、消防計画作成届出書の控えを確認できないものがあった。

また、消防計画を見ると、多くの施設が内容の見直しを行っていたが、作成から10年以上と、相当期間が経過した計画をそのまま引き継いでいる事例が見られた。このような事例については、計画が施設の現状を反映した内容になっているか定期的な確認が必要である。

(2) 訓練について定めているか

【表 8】

訓練について消防計画で定めていますか。	回答数	割合
定めている	79	100%
定めていない	0	0%
合計	79	100

訓練について消防計画で定めているかについては、全ての施設が定めていると回答した。

(3) 仕様書、協定書などにおける規定

【表9】

防火管理者に運営委託事業者、指定管理者を選任している場合、仕様書、協定書などで消防計画、訓練について定めていますか。	回答数	割合
定めている	15	100%
定めていない	0	0%
合計	15	100

防火管理者に運営委託事業者、指定管理者の職員を選任している場合、仕様書、協定書などで消防計画、訓練について定めているかについては、該当する全ての施設が定めていると回答した。しかしながら、指定管理者施設の基本協定を見ると、消防計画、訓練について明確に定めているとは言い難いものがあった。

(4) 東京都帰宅困難者対策条例の施行に伴う追加事項について

【表10】

平成25年4月の東京都帰宅困難者対策条例の施行に伴い、「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」の一部改正が行われ、震災対策について消防計画（事業所防災計画にあたる部分）に規定すべき事項が追加されました。内容は、家族等との安否確認のための連絡手段の確保、従業員、児童、生徒等及び他の在館者の一斉帰宅の抑制に関する事、家族等との安否確認の実施に関する事、従業者等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動に関する事、の4項目です。このことについて、知っていますか。	回答数	割合
知っている	72	91.1%
知らない	7	8.9%
合計	79	100

平成25年4月の東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）の施行に伴い、「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」の一部改正が行われ、震災対策について消防計画（事業所防災計画にあたる部分）に規定すべき事項が追加された。内容は、「家族等との安否確認のための連絡手段の確保」、「従業員、児童、生徒等及び他の在館者の一斉帰宅の抑制に関する事」、「家族等との安否確認の実施に関する事」および「従業者等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動に関する事」の4項目である。このことについて、知っていると回答したのが72施設（91.1%）、知らないと回答したのが7

施設（8.9%）であった。

【表11】

上記で 知っているを選択した場合	回答数	割合
消防計画に追加した	31	43.1%
検討中	28	38.9%
未定	13	18.1%
合計	72	100

【表 10】で 知っていると回答したもののうち、その後の対応については、消防計画に追加したが 31 施設（43.1%）、検討中が 28 施設（38.9%）、未定が 13 施設（18.1%）で、施設により対応にばらつきが見られた。

4 平成 24 年度の訓練について

(1) 訓練を実施したか

【表12】

平成24年度は消防訓練を実施しましたか。	回答数	割合
実施した	77	97.5%
実施しなかった	2	2.5%
合計	79	100

平成 24 年度に訓練を実施したかについては、実施したが 77 施設（97.5%）、実施しなかったが 2 施設（2.5%）で、ほとんどの施設が実施していた。実施しなかった理由は、「施設改修のため」、「一部事業の移転準備のため」であった。

(2) 訓練は計画どおり実施したか

【表13】

訓練は消防計画に定めた回数、内容で実施しましたか。	回答数	割合
実施した	57	74.0%
実施しなかった	20	26.0%
合計	77	100

訓練を消防計画どおり実施したかについては、実施したが 57 施設（74.0%）、実施しなかったが 20 施設（26.0%）であった。実施しなかった理由は、少人数職場であるため計画どおりの実施が困難だったという回答が多く、全て出張所のものであった。

また、実施したと回答した施設の消防計画を見ると、概ね計画どおりではあるが、回数や内容において齟齬が生じている事例があった。

(3) 消防署長あて実施通知を行ったか

【表14】

訓練について、事前に消防署長あて通知しましたか。	回答数	割合
通知した	72	93.5%
通知しなかった	5	6.5%
合計	77	100

訓練について事前に消防署長あて通知したかについては、通知したが 72 施設（93.5%）、通知しなかったが 5 施設（6.5%）で、ほとんどの施設が通知していた。通知しなかった理由は、失念していたなどであった。

なお、通知したと回答した施設の中には、自衛消防訓練通知書の控えを確認できないものがあった。

(4) 結果記録を作成したか

【表15】

訓練結果について、記録を作成しましたか。	回答数	割合
作成した	73	94.8%
作成しなかった	4	5.2%
合計	77	100

訓練の結果記録を作成したかについては、作成したが73施設(94.8%)、作成しなかったが4施設(5.2%)で、ほとんどの施設が作成していた。作成しなかった理由は、失念していたなどであった。

なお、作成したと回答した施設の中には、自衛消防訓練実施結果記録書を確認できないものがあった。

また、結果記録を作成した施設の中には、計画に定めた回数および内容で訓練を実施したか確認が困難な事例が見られた。結果記録については、消防計画の内容を念頭に置いて作成することが必要である。

(5) 訓練の想定

【表16】

訓練の想定(複数回答可)	回答数	割合
火災	69	89.6%
地震	56	72.7%
その他	15	19.5%
合計	140	

割合については、【表12】実施したの回答数77を母数とした。

訓練の想定については、火災が69施設(89.6%)、地震が56施設(72.7%)、その他が15施設(19.5%)であった。その他と回答した施設では、不審者対策を想定した訓練を行ったものが多く、危機管理(食中毒、集中豪雨、台風・雷雨、ノロウイルス発生等)を想定したマニュアル確認を行ったものもあった。

(6) 訓練の内容

【表17】

訓練の内容（複数回答可）	回答数	割合
総合訓練	59	76.6%
個別の訓練	65	84.4%
㊦消火訓練	50	64.9%
㊧避難訓練	61	79.2%
㊨通報訓練	56	72.7%
㊩その他	32	41.6%
合計（ + ）	124	

割合については、【表12】 実施したの回答数77を母数とした。

訓練の内容については、総合訓練を実施したと回答したのが 59 施設（76.6%）、個別の訓練を実施したと回答したのが 65 施設（84.4%）であった。個別の訓練の内訳は、㊦消火訓練が 50 施設（64.9%）、㊧避難訓練が 61 施設（79.2%）、㊨通報訓練が 56 施設（72.7%）、㊩その他が 32 施設（41.6%）であった。その他の内容としては、A E Dを使用した救急救命訓練、起震車体験訓練、保護者による児童の引取り訓練、災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）を利用した訓練、町会主催の訓練や避難拠点訓練への参加などであった。避難訓練の中で、車いす利用者を想定した訓練、非常用階段避難車を使用した訓練を行っている施設もあった。

総合訓練 = 火災等を想定し、自衛消防の組織に基づく任務に従い、火災の発見から到着した消防隊への情報提供まで総合的な活動を行うもの（東京消防庁ホームページより）

(7) 参加者

【表18】

参加者内訳（複数回答可）	回答数	割合
職員（区職員、運営委託・指定管理職員、清掃・警備等委託職員）	76	98.7%
利用者・来館（所・園）者	56	72.7%
その他	9	11.7%
合計	141	

割合については、【表12】 実施したの回答数77を母数とした。

参加者については、職員（区職員、運営委託・指定管理職員、清掃・警備等委託職員）が76施設（98.7%）、利用者・来館（所・園）者が56施設（72.7%）、その他が9施設（11.7%）であった。その他の内容としては、派遣職員、臨時職員、ボランティア、事業委託先職員などであった。職員と回答した施設のうち練馬区役所、石神井庁舎等では、清掃・警備等委託職員が参加していた。

利用者・来館（所・園）者が参加した訓練の内容としては、ほとんどの施設が避難訓練をあげていた。その他の訓練には、消火訓練、起震車体験訓練などがあつた。保育園では、朝夕の時間帯や保護者参観日に訓練を実施し、保護者にも参加してもらっている事例が見られた。参加人数については、利用者全員約170人と回答した施設から来客1人と回答したものまで、施設の態様により様々であった。

(8) 利用者等が訓練に参加することに支障があるか

【表19】

利用者・来館（所・園）者が訓練に参加しなかった場合にお答えください。利用者・来館（所・園）者参加の訓練を行ううえで、支障になるものはありますか。	回答数	割合
ある	19	79.2%
ない	5	20.8%
合計	24	100

利用者・来館（所・園）者が訓練に参加しなかった場合に、参加の支障になるものがあるかについては、あるが19施設（79.2%）、ないが5施設（20.8%）であった。

あると回答した主な施設は、区役所、出張所等窓口業務を行っている施設と、地区区民館、地域集会所等有料で会議室等の貸出を行っている施設であった。訓練を行ううえでの支障になるものの内容は、窓口業務を行っている施設においては、「短時間で用件を済ませたい来所者に当日いきなり参加を呼び掛けるのは困難」、会議室等の貸出を行っている施設においては、「使用料を支払っている利用者に参加を呼びかけるのは困難」というものであった。

なお、「事前に利用者等に訓練実施を周知し参加は任意」としている事例や、職員のための訓練で、「来所者がいることを想定して訓練すべき」、「職員が緊急事態に落ち着いて対応できるような訓練を主とする」と回答した施設、「利用者の参加に向けて訓練内容や周知方法を検討中」と回答したものがあつた。

(9) 平成 25 年度の訓練について

【表20】

平成24年度に訓練を実施しなかった場合または24年度と25年度で施設の運営形態が変わった場合にお答えください。平成25年度は訓練を実施しましたか。(複数回答可)	回答数	割合
実施した	3	75%
実施予定がある	3	75%
実施予定が無い	0	0%
合計	6	

割合については、該当施設数4を母数とした。

平成 24 年度に訓練を実施しなかった場合、または 24 年度と 25 年度で施設の運営形態が変わった場合における 25 年度の訓練の実施状況について調査した。対象施設は、24 年度訓練未実施が 2 施設、運営形態変更が 3 施設（24 年度訓練未実施 1 を含む。）の計 4 施設である。

実施したが 3 施設（75%）、実施予定があるが 3 施設（75%）で、実施予定が無いと回答したものは無かつた。

なお、アンケート実施時に 実施予定があると回答した 3 施設はその後訓練を実施しており、これにより平成 24 年度訓練未実施および運営形態の変更があつた施設の全てにおいて、25 年度に訓練を実施していた。

5 施設全体の合同訓練について

(1) 施設全体で合同訓練を実施しているか

【表21】

施設全体で合同訓練を実施していますか。	回答数	割合
実施している	16	72.7%
実施していない	6	27.3%
合計	22	100

回答数合計欄の22は、【表4】 施設ごとに防火管理者を選任している複合施設数である。

防火管理者を施設ごとに選任している場合、施設全体で合同訓練を実施しているかについては、実施しているが16施設(72.7%)、実施していないが6施設(27.3%)であった。実施していない施設のうち最も多かったのは、出張所(地域集会所・保育園併設)で、理由は、「運営形態、利用者に相当な違いがある」、「建物の構造上、全く別の避難経路である」であった。

訓練内容については、消火、通報から避難までの一連の訓練を実施していると回答した施設が多く、近隣の私立保育園が参加している事例も見られた。

合同訓練については、多くの施設が消防計画に位置づけていたが、特に位置づけていない施設もあった。

(2) 合同訓練未実施の場合の実施予定の有無

【表22】

合同訓練を実施していないと回答した場合にうかがいます。今後、合同訓練を実施する予定はありますか。	回答数	割合
ある	3	50%
ない	3	50%
合計	6	100

平成24年度に合同訓練を実施していないと回答した施設の、今後の実施予定については、対象となる6施設のうち、あるが3施設(50%)、ないが3施設(50%)であった。あると回答した施設のうち2施設については、25年度に合同訓練を実施していた。

(3) 合同訓練の実施予定が無い理由

【表23】

前問で を選択した場合、理由は何か。	回答数	割合
必要性が無い	0	0%
実施は困難	3	100%
その他	0	0%
合計	3	100

(2)で合同訓練を実施する予定が ないと回答した3施設に理由について調査したところ、 実施は困難が3施設(100%)で、 必要性が無い、 その他と回答した施設は無かった。実施は困難と回答した3施設は出張所(地域集会所・保育園併設)で、理由は「人的余裕が無い」、「運営形態・利用者等に大きな違いがある」、「建物の構造上、全く別の避難経路である」であった。

6 施設間の連携

(1) 施設全体で訓練についての打合せ等を行ったか

【表24】

施設全体で、訓練についての事前の打合せ、事後の検証を行いましたか。	回答数	割合
行った	47	97.9%
行わなかった	1	2.1%
合計	48	100

回答数合計欄の48は、建物全体で防火管理者を選任している複合施設のうち、平成24年度に訓練を実施した32施設と、施設ごとに防火管理者を選任している複合施設のうち、24年度に建物全体の合同訓練を実施した16施設の合計である。

施設全体の訓練において、事前の打合せ、事後の検証を行ったかについては、 行ったが 47 施設(97.9%)、 行わなかったが 1 施設(2.1%)であった。内容は、事前の打合せでは、役割分担、訓練内容の打合せと回答した施設が多く、「互いの施設の人員把握の現状や防火扉・館内放送等設備の確認を行っている」、「各施設が交代で合同訓練実施案を作成している」と回答した施設もあった。事後の検証では、反省会を行っている回答した施設が多く、「避難経路や要した時間を確認し、課題を次年度訓練に反映させている」と回答したものもあった。 行わなかったの

理由は「日程調整がつかなかった」であった。

なお、一部の施設では、消防計画において併設施設との連絡・協議や施設全体の防火管理委員会の設置を規定していた。

(2) 施設間の連携は図れたか

【表25】

施設間の連携は図れましたか。	回答数	割合
図れた	46	95.8%
図れなかった	2	4.2%
合計	48	100

回答数合計欄の48は、建物全体で防火管理者を選任している複合施設のうち、平成24年度に訓練を実施した32施設と、施設ごとに防火管理者を選任している複合施設のうち、24年度に建物全体の合同訓練を実施した16施設の合計である。

施設全体の訓練において、施設間の連携が図れたかについては、 図れたが46施設（95.8%）、 図れなかったが2施設（4.2%）であった。

連携内容としては、避難経路、避難誘導方法、役割分担等基本的な事項についての確認や、併設施設職員が協力し消火活動や利用者の避難誘導を行っている施設が多かった。このほか「毎年出火場所を変え、避難経路および誘導の確認をし連携を密にしている」、「訓練時から、児童館職員の顔を保育園児に覚えてもらうよう努めている」などの回答があった。

図れなかったの理由は、「当日、（運営委託事業者の）訓練リーダーが休んでしまった」、「打合せの機会が設けられなかった」というものだった。

また、訓練から得られた成果として「合同訓練を機に、お互いの施設に入ったことがない者が多いことがわかり、各施設の見学を行うことを決定した」と回答した施設があり、課題として「区職員がいない土曜日に発災した場合、委託先の職員2～3人で施設全体の避難誘導が訓練どおりできるか、併設施設との連携が図れるかが課題」、「区職員のみならず、臨時職員、運営委員会職員がいかに普段から顔の見える関係を築けるかが課題」と回答した施設があった。

(3) 普段の連携について

【表26】

訓練にかかわらず、普段から施設間の連携を図っていますか。	回答数	割合
図っている	56	100%
図っていない	0	0%
合計	56	100

訓練にかかわらず、普段から施設間の連携を図っているかについては、全ての施設が 図っていると回答した。内容は、保守点検や工事・修繕などの施設管理をあげた施設が最も多く、互いの事業協力や事業参加を行っている施設、連絡会議等を行っている施設も多かった。

児童館と保育園の複合施設では、「保育園から学童クラブに上がる子どももおり、日常的に子どもを通して情報交換している」という、事業の関連性による連携がうかがえる事例や、指定管理者が同一法人の複合施設では、「毎朝の朝礼と月1回の職員会議を合同で行っている」と回答したのもあった。

一方、「事業協力は行っているが、緊急時、災害時を想定した連携は十分にできていない」と回答した施設もあった。

第3 監査委員意見

1 自衛消防訓練等に係る適正な事務処理の確保について

消防法で義務付けられている防火管理者については、全ての施設において選任されていた。しかしながら、人事異動等により施設長等が替わった場合、新任者が防火管理者の資格を得るために必要な講習を受講し選任されるまで、実質的に防火管理者が不在になる期間が生じ、その期間が数か月に及ぶ事例があった。今後、何らかの対策を取ることで、防火管理者の空白期間が解消されるよう取り組まれない。

訓練実施に伴う消防署長への通知および結果記録の作成については、一部に通知または作成を行っていない事例や、結果記録の記載が不十分な事例が見られた。また、防火管理者選任届、消防計画作成届出書および自衛消防訓練通知書の控えならびに自衛消防訓練実施結果記録書の各書類については、その保管を確認できない事例があった。今後、必要な手続については適正な事務処理を行うとともに、適切な書類の記載および保管を行わ

りたい。

なお、指定管理者の基本協定において、防火管理者の選任、消防計画の作成や訓練の実施について明確に規定されていない事例が見られた。協定の締結に当たっては、これらの事項について明確に規定されたい。

2 自衛消防訓練等の適切な実施の確保について

訓練については、一部に消防計画に定めた回数および内容で実施していない事例があった。これは、消防計画の内容が施設の実態と適合していないことや、消防計画に対する認識が不十分であること等が原因と考える。各施設においては今一度、消防計画の内容を確認し、必要に応じて見直しを行うとともに、計画に基づいた訓練を実施されたい。

なお、出張所においては、職員態勢の変更に伴い、計画に基づいた訓練の実施が困難となっている事例があった。区民事務所・出張所の新たな体制への移行が予定されているこの時期に合わせ、実効性のある内容となるよう計画の全体的な見直しを行われたい。

利用者・来館（所・園）者等が訓練に参加している施設は、平成24年度に訓練を実施した施設の約75%であった。利用者等が参加していない施設では、その必要性は認識しているものの、利用者等の協力が得られにくい状況がうかがえた。これらの施設については、他の施設の事例も参考にしながら、施設の実態に応じ利用者等の参加が可能な訓練内容について調査研究するとともに、参加に支障が無いと回答した施設については、利用者等が参加する訓練にも取り組まれたい。

少人数職場、ローテーション職場については、土曜日や夜間など、区職員が不在、または委託職員等を含め職員配置が少ないときに発災した場合、利用者等の避難誘導や併設施設との連携が適切に行えるかが課題としてあげられていた。これらの課題については、様々な想定のもとで職員の行動について検証し、訓練に取り入れることが必要と考える。所管課および施設においては、施設の様態に応じた対応策と、訓練の実施方法について検討されたい。

3 複合施設内での連携の確保に向けて

訓練時における施設間の連携については、施設全体の訓練を行っているもののうち95%が図れたと回答し、連携内容として、多くが避難経路、避難誘導方法、役割分担の確認をあげていた。また、普段の連携については、全ての施設が図っていると回答し、連携内容として、多くが保守点検等の施設管理をあげていた。一方、これらの内容から一步踏み込んだ連携を図っている事例も見られ、全体的にある程度の連携は図られていたが、施設

により取組に相違がみられた。

消防計画については、一部の施設において、防火管理者の業務として併設施設との連絡・協議をあげ、施設全体の防火管理委員会を設置するなど、施設間の連携を意識した内容になっていた。

一方、練馬区防火管理規則を見ると、複合施設についての規定は防火管理者等の設置にとどまっており、連携の在り方や訓練実施についての統一的な考え方は明確になっていない。

これらのことから、施設間の連携については、各所管課または各施設の個別の判断に委ねられている状況となっている。

施設間の連携のほかには、清掃・警備等委託職員が訓練に参加している事例が見られた。非常時における大規模施設での避難誘導や、職員配置が少ない施設においては、これら委託職員の協力は不可欠である。

また、施設間の連絡手段がインターホンのみで、その機能が失われた場合の代替手段の確保を課題としてあげている施設もあった。

今後も「区立施設の委託化・民営化実施計画（平成 23 年度～平成 26 年度）」の進展により、同一建物内に様々な運営形態の施設が混在する状況が予想され、火災をはじめとする災害時において、施設間の連携はさらに重要性が高まっていくものとする。このような状況の中、複合施設においては、施設の別なく一定水準の連携が確保できるよう、連携の方法、訓練の実施、消防計画への位置づけなどについて統一的な考え方を整理していく必要がある。練馬区防火管理規則の見直しも視野に入れ、連携の確保に向け取り組まれない。

緊急時および災害時に適切な対応をするためには、日頃から職員同士が顔の見える関係を築き、訓練時より連携および協力を行うことが重要である。今回調査対象とした施設のみならず他の施設においても、区民が安全に安心して利用することができる施設となるよう、今後とも組織を越えてより一層の連携した取組が推進されることを期待するものである。

参考法令

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）抜粋

第 8 条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める 2 以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

- 2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）抜粋

（防火管理者の責務）

第 4 条 防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。

- 3 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、防火管理に係る消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難の訓練を定期的実施しなければならない。

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）抜粋

（防火管理に係る消防計画）

第 3 条 防火管理者は、令第 4 条第 3 項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第 1 号の 2 の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

- (1) 令第 1 条の 2 第 3 項第 1 号に掲げる防火対象物及び同項第 2 号に掲げる防火対象物（仮使用の承認を受けたもの又はその部分に限る。）

チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の実施に関すること。

- 10 令別表第 1 (1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ、(16) 項イ又は(16)

の2)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第4条第3項の消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。

火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）抜粋

（自衛消防訓練等）

第55条の4 令別表第1に掲げる防火対象物の管理について権原を有する者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の当該防火対象物における初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供その他の自衛消防の活動(以下「自衛消防活動」という。)を効果的に行うため自衛消防の組織を定め、自衛消防活動に係る訓練(以下「自衛消防訓練」という。)を行うよう努めなければならない。

2 令第1条の2第3項第1号及び第55条の3第1項に規定する防火対象物の防火管理者は、防火管理に係る消防計画に基づき自衛消防訓練を実施したときは、規則で定めるところにより、その実施結果記録を作成し、これを保存しなければならない。

火災予防条例施行規則（昭和37年東京都規則第100号）抜粋

（自衛消防訓練の実施結果記録書の様式等）

第11条の4の7 条例第55条の4第2項及び第3項の規定による自衛消防訓練の実施結果記録の作成は、別記第2号様式の6の自衛消防訓練実施結果記録書によりしなければならない。

2 前項の自衛消防訓練実施結果記録書は、訓練を行つた日から3年間保存しなければならない。

練馬区防火管理規則（昭和59年2月練馬区規則第2号）抜粋

（防火管理者等の設置）

第3条 防火管理の徹底を期するため、施設に防火管理者を置く。

2 前項の防火管理者は、つぎの表の左欄に掲げる施設に置き、同表右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

施設	防火管理者
1 練馬区役所庁舎(本庁舎、東庁舎および西庁舎をいう。以下同じ。)	総務部総務課長
2 石神井庁舎	総務部総務課総務石神井係長
3 中村橋区民センター	心身障害者福祉センター所長
4 保健相談所	保健相談所管理係長
5 前各号のほか、消防法(昭和23年法律第186号)第8条に該当する施設	当該施設の長

3 前項の表第4号および第5号に規定する施設で同一建物内に他の施設が存する場合には、同表第4号および第5号の規定にかかわらず、当該建物を1施設とみなし総務

部長が防火管理者および防火管理担当者を指定する。

(防火管理者等の職務)

第4条 防火管理者は、つぎの各号に掲げる職務を行う。

- (1) 消防計画の作成に関する事。
- (2) 防火に係る教育・訓練に関する事。
- (3) 消防用設備等の点検整備に関する事。
- (4) 建築物、火気使用設備、危険物施設等の点検検査に関する事。
- (5) 火気の使用または取扱いの指導監督に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な事項に関する事。

(消防訓練)

第16条 防火管理者は、消防計画で定めるところにより、消防訓練を実施しなければならない。

アンケート結果一覧表

(この表は、アンケート調査項目中、
主要項目を一覧にしたものである。)

No.	所管部	施設概要			防火管理者			消防計画			帰宅困難者対策条例施行に伴う追加事項		
		施設名称 併設施設	平成25年度 運営形態	平成24年度 運営形態 (25年度と 違う場合)	選任 状況	役職名	消防署長 への届出	仕様書・ 協定書等 での規定	消防署長 への届出	訓練の 規定	仕様書・ 協定書等 での規定	知って いるか	対応
1	総務部	練馬区役所	直営		全体	総務課長	有		有	有		知っている	検討中
2		石神井庁舎	直営		全体	総務 石神井係長	有		有	有		知っている	検討中
3		男女共同参画センター 石神井町つつじ保育園 石神井町学童クラブ	指定管理 委託(全部) 委託(全部)		全体	男女共同参画 センター所長	有	有	有	有	有	知っている	未定
4	区民部	光が丘区民センター	直営		全体	光が丘区民 センター-管理係長	有		有	有		知っている	検討中
5		大泉区民事務所 東大泉中央地域集会所	直営 委託(一部)		全体	大泉区民 事務所長	有		有	有		知っている	検討中
6		桜台出張所 桜台地域集会所	直営 委託(一部)		全体	出張所長	有		有	有		知っている	未定
7		第二出張所 早宮地域集会所	直営 委託(一部)		全体	出張所長	有		有	有		知らない	
8		第四出張所 春日町地域集会所	直営 委託(一部)		全体	出張所長	有		有	有		知らない	
9		第五出張所 土支田中央地域集会所 土支田児童館 土支田児童館学童クラブ 土支田保育園	直営 委託(一部) 直営 直営 直営		施設ごと	出張所長 児童館長 保育園長	有 有 有		有 有 有	有 有 有		知っている 知っている 知っている	検討中 検討中 検討中
10		第六出張所 旭町地域集会所 旭町保育園	直営 委託(一部) 直営		施設ごと	出張所長 保育園長	有 有		有 有	有 有		知っている 知っている	未定 追加した
11		第七出張所 田柄地域集会所 田柄第二保育園	直営 委託(一部) 直営		施設ごと	出張所長 保育園長	有 有		有 有	有 有		知っている 知っている	未定 追加した
12		関出張所 関高齢者センター 関区民ホール	直営 指定管理 指定管理		全体	出張所長	有		有	有		知っている	検討中
13		大泉西出張所 南大泉地域集会所 南大泉保育園	直営 委託(一部) 直営		施設ごと	出張所長 保育園長	有 有		有 有	有 有		知っている 知っている	追加した 検討中
14		大泉北出張所 大泉北地域集会所 大泉北敬老館	直営 委託(一部) 委託(全部)		全体	出張所長	有		有	有		知らない	

平成24年度訓練								平成25年度訓練	平成24年度合同訓練 (防火管理者を施設ごとに選任の場合)			平成24年度の施設全体(合同)訓練における連携状況		No.
実施の有無	計画どおりか	実施通知	記録作成	想定	内容	職員以外の参加者	利用者参加の支障	実施の有無等	実施の有無	今後の実施予定	予定無の理由	施設全体の打合せ・検証	施設間の連携	
実施	はい	有	無	火災・地震	総合・消火 避難・通報		有					実施	図れた	1
実施	いいえ	有	有	火災・地震	消火・避難 通報		有					実施	図れた	2
実施	はい	有	有	火災	総合	利用者						実施	図れた	3
実施	はい	有	有	火災	総合・消火 避難・通報	利用者						実施	図れた	4
実施	いいえ	有	有	地震	総合・避難	利用者						実施	図れた	5
実施	いいえ	有	有	火災	総合・消火 避難・通報		有					実施	図れた	6
実施	いいえ	有	有	火災	総合・消火 避難・通報 その他	利用者						実施	図れなかった	7
実施	いいえ	有	有	火災	総合		有					実施	図れた	8
実施	いいえ	有	有	火災・地震	消火・避難 通報		有		未実施	有 (実施済)				9
実施	いいえ	有	有	火災・地震 その他	避難・通報	利用者	有							
実施	はい	有	有	火災	総合・消火 避難・通報 その他	利用者								
実施	いいえ	有	有	火災	総合	その他	有		未実施	無	困難			10
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者								
実施	いいえ	有	有	火災	消火・避難 通報		有		未実施	無	困難			11
実施	はい	有	有	火災・地震 その他	総合・消火 避難・通報 その他	利用者								
実施	はい	有	有	火災	総合	利用者						実施	図れた	12
実施	はい	有	有	火災	消火・避難 通報		有		未実施	無	困難			13
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者								
実施	いいえ	有	有	火災	消火・避難 通報		有					実施	図れた	14

No.	所管部	施設概要			防火管理者				消防計画			帰宅困難者対策条例施行に伴う追加事項	
		施設名称 併設施設	平成25年度 運営形態	平成24年度 運営形態 (25年度と 違う場合)	選任 状況	役職名	消防署長 への届出	仕様書・ 協定書等 での規定	消防署長 への届出	訓練の 規定	仕様書・ 協定書等 での規定	知って いるか	対応
15	地域文化部	高松地区区民館	委託(一部)		施設ごと	地区区民館長	有		有	有		知っている	未定
		高松地区区民館学童クラブ	直営										
		高松保育園	直営										
16	地域文化部	桜台地区区民館	委託(一部)		施設ごと	地区区民館長	有		有	有		知らない	
		桜台地区区民館学童クラブ	直営										
		桜台第二保育園	直営										
17	地域文化部	北町地区区民館	委託(一部)		全体	地区区民館長	有		有	有		知っている	検討中
		第八出張所	直営										
18	地域文化部	下石神井地区区民館	委託(一部)		施設ごと	地区区民館長	有		有	有		知っている	追加した
		下石神井地区区民館学童クラブ	直営										
		下石神井第三保育園	直営										
19	地域文化部	富士見台地区区民館	委託(一部)		全体	地区区民館長	有		有	有		知っている	追加した
		富士見台こぶし保育園	直営										
20	地域文化部	氷川台地区区民館	委託(一部)		施設ごと	地区区民館長	有		有	有		知っている	追加した
		氷川台地区区民館学童クラブ	直営										
		氷川台第二保育園	直営										
21	地域文化部	大泉学園地区区民館	委託(一部)		全体	地区区民館長	有		有	有		知っている	追加した
		大泉学園地区区民館学童クラブ	直営										
		大泉学園保育園	直営										
22	地域文化部	生涯学習センター	委託(一部)		全体	生涯学習センター所長	有		有	有		知っている	未定
		練馬図書館	委託(一部)										
23	地域文化部	美術館	直営		全体	美術館副館長	有		有	有		知っている	未定
		貫井図書館	指定管理										
24	地域文化部	石神井公園ふるさと文化館	直営		全体	ふるさと文化館長	有		有	有		知っている	追加した
		石神井プール	指定管理										
25	地域文化部	三原台温水プール	指定管理		施設ごと	館長	有	有	有	有	有	知っている	検討中
		三原台児童館	直営			児童館長	有		有	有		知らない	
		三原台敬老館	直営										
26	福祉部	母子生活支援施設	指定管理		全体	母子生活支援施設施設長	有	有	有	有	有	知っている	未定
		豊玉学童クラブ	委託(全部)										
27	福祉部	障害者地域活動支援センター	指定管理		全体	障害者地域活動支援センター施設長	有	有	有	有	有	知っている	未定
		谷原あおぞら学童クラブ	指定管理										
28	福祉部	貫井福祉園	指定管理		全体	福祉園副施設長	有	有	有	有	有	知っている	検討中
		貫井福祉工房	指定管理										
29	福祉部	大泉福祉作業所	指定管理		全体	大泉福祉作業所施設長	有	有	有	有	有	知っている	検討中
		大泉つつじ荘	指定管理										

平成24年度訓練								平成25年度訓練	平成24年度合同訓練 (防火管理者を施設ごとに選任の場合)			平成24年度の施設全体(合同)訓練における連携状況		No.
実施の有無	計画どおりか	実施通知	記録作成	想定	内容	職員以外の参加者	利用者参加の支障	実施の有無等	実施の有無	今後の実施予定	予定無の理由	施設全体の打合せ・検証	施設間の連携	
実施	はい	有	有	火災・地震 その他	総合・通報 その他	利用者	有		実施			実施	図れた	15
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報 その他	利用者								
実施	はい	有	有	火災・地震	消火・避難 通報・その他	利用者 その他	有		実施			実施	図れた	16
実施	はい	有	有	火災・地震 その他	総合・消火 避難・通報 その他	利用者 その他								
実施	はい	有	有	火災・地震	総合	利用者	有					実施	図れた	17
実施	はい	有	有	地震	総合		無		未実施	有 (実施済)				18
実施	はい	有	有	地震	総合		無							
実施	はい	有	有	火災	総合	利用者						実施	図れた	19
実施	はい	有	有	火災・地震 その他	総合・消火 避難・通報 その他	利用者			実施			実施	図れた	20
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者								
実施	いいえ	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者						実施	図れた	21
実施	いいえ	有	無	火災	総合・消火 避難・通報		有					実施	図れた	22
実施	はい	有	無	火災	総合		無					実施	図れた	23
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報 その他	その他	有					実施	図れた	24
実施	はい	有	有	火災	総合・消火 避難・通報	利用者			実施			実施	図れた	25
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・その他	利用者	有							
実施	はい	有	有	火災・地震 その他	総合・消火 避難・通報 その他	利用者						実施	図れた	26
実施	はい	有	有	火災・地震 その他	避難 その他	利用者						実施	図れた	27
実施	いいえ	有	有	火災・地震 その他	総合・消火 避難・通報 その他	利用者	有					実施	図れた	28
実施	いいえ	有	有	火災・地震 その他	総合・避難 その他	利用者						実施	図れた	29

No.	所管部	施設概要			防火管理者				消防計画			帰宅困難者対策条例施行に伴う追加事項	
		施設名称 併設施設	平成25年度 運営形態	平成24年度 運営形態 (25年度と 違う場合)	選任 状況	役職名	消防署長 への届出	仕様書・ 協定書等 での規定	消防署長 への届出	訓練の 規定	仕様書・ 協定書等 での規定	知って いるか	対応
30	福祉部	心身障害者福祉センター	直営		全体	心障センター 所長	有		有	有		知って いる	未定
		第三出張所	直営										
		貫井地区区民館	直営										
		貫井地区区民館学童ク ラブ	直営										
31		こども発達支援センター	直営		全体	こども発達支援 センター所長	有		有	有		知って いる	追加した
		文化交流ひろば	直営										
32	健康部	豊玉保健相談所	直営		全体	保健相談所 管理係長	有		有	有		知らない	
		豊玉障害者地域生活 支援センター	指定管理										
		練馬教育相談室	直営										
33		北保健相談所	直営		施設 ごと	保健相談所 管理係長	有		有	有		知って いる	追加した
		北町福祉作業所	指定管理										
34		石神井保健相談所	直営		施設 ごと	保健相談所 管理係長	有		有	有		知って いる	検討中
		石神井障害者地域生 活支援センター	指定管理										
35	都市 整備部	豊玉北六丁目アパート	指定管理		施設 ごと	住宅課長	有		有	有		知って いる	追加した
		豊玉第二保育園	委託(全部)										
36		土支田高齢者集合住宅	直営		施設 ごと	住宅係長	有		有	有		知って いる	追加した
		土支田デイサービスセ ンター	指定管理										
37		豊玉高齢者集合住宅	直営		施設 ごと	住宅係長	有		有	有		知って いる	追加した
		豊玉デイサービスセン ター	指定管理										
38		高松高齢者集合住宅	直営		施設 ごと	住宅係長	有		有	有		知って いる	追加した
		高松デイサービスセン ター	指定管理										
39	教育 振興部	総合教育センター	直営		全体	総合教育 センター 管理係長	有		有	有		知って いる	未定
		高野台敬老館	指定管理										
40		総合教育センター分室 関教育相談室	直営		全体	関教育相談室 室長	有		有	有		知って いる	未定
		関子ども家庭支援セン ター	委託(全部)										
41		南大泉図書館	指定管理	委託 (一部)	全体	図書館長	有	有	有	有	有	知って いる	追加した
		南大泉青少年館	委託(一部)										
42		平和台児童館	直営		施設 ごと	児童館長	有		有	有		知って いる	検討中
		平和台保育園	委託(全部)										
43	こども 家庭部	栄町児童館	直営		施設 ごと	児童館長	有		有	有		知って いる	追加した
		栄町敬老館	委託(全部)										
		栄町保育園	直営										
44		石神井児童館	直営		全体	児童館長	有		有	有		知って いる	追加した
		石神井敬老館	委託(全部)	直営									
45		北大泉児童館	直営		施設 ごと	児童館長	有		有	有		知って いる	検討中
		北大泉保育園	直営										

平成24年度訓練								平成25年度訓練	平成24年度合同訓練 (防火管理者を施設ごとに選任の場合)			平成24年度の施設全体(合同)訓練における連携状況		No.
実施の有無	計画どおりか	実施通知	記録作成	想定	内容	職員以外の参加者	利用者参加の支障	実施の有無等	実施の有無	今後の実施予定	予定無の理由	施設全体の打合せ・検証	施設間の連携	
未実施								予定有 (実施済)						30
実施	はい	無	有	地震	避難	利用者						実施	図れた	31
実施	はい	無	有	火災	消火・避難 通報		無					実施	図れた	32
実施	はい	有	無	火災・地震	総合		無		実施			実施	図れた	33
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・避難 通報	利用者								
実施	はい	有	有	火災	総合・消火 避難・通報		有		実施			実施	図れた	34
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者								
実施	いいえ	無	有	火災	その他	その他			未実施	有				35
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者								
実施	はい	有	有	地震・その他	通報・その他	その他			実施			実施	図れた	36
実施	はい	有	有	地震・その他	通報・その他	利用者								
実施	いいえ	有	有	火災・地震	総合	その他			実施			実施	図れた	37
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・避難 通報	利用者								
実施	いいえ	有	有	火災	総合	その他			実施			実施	図れた	38
実施	はい	有	有	火災	総合・避難 通報	利用者								
実施	はい	有	有	火災	消火・避難 通報	利用者						実施	図れた	39
実施	はい	無	有	地震	消火・避難・ 通報	利用者						実施	図れた	40
未実施								実施・ 予定有 (実施済)						41
実施	はい	有	有	火災・地震・ その他	総合・消火 避難・通報 その他	利用者			実施			実施	図れた	42
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者								
実施	いいえ	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報 その他	利用者			実施			実施	図れた	43
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難 その他	利用者								
実施	はい	有	有	火災・地震	避難・その他	利用者		実施				実施	図れた	44
実施	はい	有	有	火災・地震・ その他	総合・消火 避難・通報 その他	利用者			実施			実施	図れた	45
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者								

No.	所管部	施設概要			防火管理者			消防計画			帰宅困難者対策条例施行に伴う追加事項		
		施設名称 併設施設	平成25年度 運営形態	平成24年度 運営形態 (25年度と 違う場合)	選任 状況	役職名	消防署長 への届出	仕様書・ 協定書等 での規定	消防署長 への届出	訓練の 規定	仕様書・ 協定書等 での規定	知って いるか	対応
46		春日町児童館	直営		全体	児童館長	有		有	有		知って いる	検討中
		春日町敬老館	委託(全部)										
47		中村児童館	直営		全体	児童館長	有		有	有		知って いる	検討中
		中村敬老館	委託(全部)	直営									
48		南田中児童館	直営		全体	児童館長	有		有	有		知って いる	追加した
		南田中敬老館	委託(全部)										
49		北町児童館	直営		施設ごと	児童館長	有		有	有		知って いる	追加した
		北町第二保育園	直営			保育園長	有		有	有		知って いる	追加した
50		東大泉児童館	直営		施設ごと	児童館長	有		有	有		知って いる	追加した
		東大泉敬老館	委託(全部)										
		東大泉第二保育園	委託(全部)			保育園長	有	有	有	有	有	知って いる	検討中
51	こども家庭部	石神井台児童館	直営		施設ごと	児童館長	有		有	有		知って いる	追加した
		石神井台敬老館	委託(全部)										
		石神井台保育園	直営			保育園長	有		有	有	知って いる	検討中	
52		西大泉児童館	直営		施設ごと	児童館長	有		有	有		知って いる	検討中
		西大泉敬老館	委託(全部)										
		西大泉保育園	直営			保育園長	有		有	有	知って いる	追加した	
53		関町第三保育園	直営		全体	保育園長	有		有	有		知って いる	追加した
		関町北学童クラブ	直営										
54		石神井台第二保育園	直営		全体	保育園長	有		有	有		知って いる	追加した
		石神井台けやき学童クラブ	直営										
55		早宮保育園	直営		全体	保育園長	有		有	有		知って いる	追加した
		早宮さくら学童クラブ	直営										
56		大泉子ども家庭支援センター	委託(全部)		全体	練馬子ども 家庭支援 センター所長	有		有	有		知って いる	未定
		大泉障害者地域生活 支援センター	指定管理										

平成24年度に訓練を実施していない場合、または24年度と25年度で施設の運営形態が違う場合のみ記入している。

平成24年度訓練								平成25年度訓練	平成24年度合同訓練 (防火管理者を施設ごとに選任の場合)			平成24年度の施設全体(合同)訓練における連携状況		No.
実施の有無	計画どおりか	実施通知	記録作成	想定	内容	職員以外の参加者	利用者参加の支障	実施の有無等	実施の有無	今後の実施予定	予定無の理由	施設全体の打合せ・検証	施設間の連携	
実施	いいえ	無	有	地震	総合・避難 通報・その他	利用者						未実施	図れなかった	46
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者		実施 ・ 予定有 (実施済)				実施	図れた	47
実施	はい	有	有	火災・地震	消火・避難 通報・その他	利用者						実施	図れた	48
実施	はい	有	有	火災・地震・ その他	総合・消火 避難・通報 その他	利用者			実施			実施	図れた	49
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者								
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報 その他	利用者			実施			実施	図れた	50
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者								
実施	いいえ	有	有	火災・地震	避難・その他	利用者			実施			実施	図れた	51
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報 その他	利用者								
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報 その他	利用者 その他			実施			実施	図れた	52
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報 その他	利用者								
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報	利用者						実施	図れた	53
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報 その他	利用者						実施	図れた	54
実施	はい	有	有	火災・地震	総合・消火 避難・通報 その他	利用者						実施	図れた	55
実施	はい	有	有	火災・地震 その他	総合・消火 避難・通報	利用者	有					実施	図れた	56